

# 仕 様 書

## 1 新小学1年生及びその保護者向け啓発資材の作成及び発送

児童（・障害者）相談センターが対応した児童虐待相談対応件数は、令和4年度が6,493件で、過去最多を更新した令和3年度からは僅かに減少した。年齢層別でみると、小学生が最も多いため、新小学校一年生となるのを契機として、親子で児童虐待について考えてもらえるような啓発資材を作成する。

作成した啓発物については、入学前説明会（令和7年2月頃）等で配布する。

### （1）内容

- 入学前説明会にふさわしい、明るい論調とすること。
- 児童虐待問題やオレンジリボンに関心を持ってもらえるよう、訴求力のあるものとする。
- イラスト等を多用し、見やすいレイアウトに心がけること。
- 入学説明会等での配付を想定しているため、新小学1年生が持ち帰りやすい大きさ等とすること。
- オレンジリボンマークとその解説を記載すること。なお、オレンジリボンマークの使用にあたっては、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークの承認を得ること。
- （3）の項目については、必ず記載すること。

※なお、児童向けの啓発資材と保護者向けの啓発資材を別にし、各61,500部ずつとしてもよいこととする。その場合は、啓発資材を一方に挟み込むなどして組み合わせ、一体で配布できる形とすること。

### （2）数量

61,500部

### （3）必ず記載する項目



◇「愛知県」のロゴマーク

◇オレンジリボンマークと解説



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

◇児童虐待及び児童虐待の早期発見に関する解説等

◇相談先一覧

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）
- ・愛知県と名古屋市の児童相談所一覧（13か所の管轄地域、電話番号）
- ・市町村児童福祉担当課一覧（53市町村の担当課名、電話番号）

◇SNS相談窓口「親子のための相談LINE」の案内

子育ての不安や親子関係の悩みなどをLINEから相談できます。お気軽にご相談ください。  
(二次元コード)



(URL) <https://line.me/R/ti/p/%40778asdia>

◇子ども・家庭110番の案内

子育ての悩みや家庭の問題がありましたら子ども・家庭110番（電話052-953-4152）にお電話ください。子どもからの電話も受け付けています。

#### ◇DVの相談先の案内

まわりに配偶者からの暴力などで悩んでいる方がみえましたら、愛知県女性相談センター(電話 052-962-2527) 若しくは男性DV被害者ホットライン(電話 080-1555-3055)をご案内ください。

#### ◇奥付

令和7年1月発行  
愛知県福祉局児童家庭課  
電話 052-954-6281 F A X 052-971-5889

### (4) 規格等

リーフレット等を作成する場合は以下の条件を満たす物とする。また、リーフレット以外を作成する場合も同等以上の仕様とすること。

○再生コート紙とし、連量(四六判)は70kg以上とすること。また、古紙配合率70%以上、白色度80%程度とすること。ただし、以上の仕様を満たすことが困難な場合には、代替する印刷用紙の使用を認める。

○4色印刷とし、芳香族成分が1%以下の溶剤のみ用いるインキを使用すること。

### (5) 啓発資材の発送

#### ア 市町村教育委員会(名古屋市内を除く)及び特別支援学校送付用

「児童及び保護者向け啓発資材(別となっている場合は一体とした状態のもの)」を各小学校単位に指定した部数を梱包し、市町村単位にまとめて指定した市町村教育委員会に送付すること。また、県内各特別支援学校に指定した部数を送付すること。

なお、県が指定する送付文を同梱すること。

#### イ 児童(・障害者)相談センター送付用

「児童及び保護者向け啓発資材」を児童(・障害者)相談センターごとに、指定した形で指定した部数を送付すること。

なお、県が指定する送付文を同梱すること。

#### ウ その他

啓発資材のうち、残部数については、愛知県福祉局児童家庭課へ送付すること。

#### エ 発送期限

令和7年1月8日(水)

## 2 県民へ向けた啓発活動の実施(自由提案)

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間である11月に、児童虐待防止について県民に対する周知啓発及び理解促進を目的とした啓発活動(オレンジリボンキャンペーン)を実施する。

### 広報啓発の実施

#### (1) 内容

○県民に向け、広く児童虐待防止を啓発するために必要な方法とすること。

(例)・ポケットティッシュ等の啓発資材の配布

・駅構内等にポスターや、広報資材の掲示

・児童虐待防止のメッセージ等ショート動画を作成し、SNS等を用いて県民へ発信

※企画的案における自由提案とし、委託業者決定後、内容を確定します。

#### (2) 実施期間

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間(11月)

#### (3) 留意事項

○県として実施するにあたり、方法・デザイン・安全性等の点について児童虐待防止啓発にふさわしい内容とすること。

○オレンジリボンマークとその解説を掲載すること。なお、オレンジリボンマークの使用にあたっては、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークの承認を得ること。

○作成元、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)及び「親子のための相談LINE」を記載すること。

○「愛知県」のロゴマークを入れること。

## 3 その他

業務の実施にあたっては、あらかじめ愛知県と協議することとし、愛知県が修正等の指示を行った場合には、愛知県の指示に従うこと。